

平成 15 年 2 月 6 日

公的管理運営機関における同意書に関する業務について

1. 親子関係の争いの具体例

(1) 嫡出否認訴訟

- ・ 戸籍上の父が、子との間に血縁がないため、親子関係の否定を主張。
 - 原告（戸籍上の父）が、生殖補助医療に関する同意がないことを立証する必要。
【夫の同意が推定される場合】
 - 被告（子）が、生殖補助医療に関する同意があることを立証する必要。
【夫の同意が推定されない場合】

(2) 認知訴訟

- ・ 子が精子提供者との間に血縁関係があることから、親子関係の形成を主張。
 - 被告（精子提供者）が、父にならないことを立証する必要。

○上記のような争いがある場合に、同意書は親子関係を確定する重要な証拠。

2. 同意書の入手方法

(1) 文書送付の囑託、文書提出命令

- ・ 調停や訴訟となった場合は、裁判所から文書の所持者に対し、その提出を求め（文書送付の囑託）、または、命ずる（文書提出命令）ことができる。

(2) 上記以外の入手方法の検討

- ・ 調停や訴訟に至る前に、当事者が同意書を公的管理運営機関から入手できるようにすることは、調停や訴訟に至る前に争いが解決することや調停や訴訟となった場合でもその準備が円滑に進むことが期待される。
もともと、同意書は出自に関わる問題であり、請求できる者等について一定の限定が必要ではないか。

3. 対応方針（案）

⇒ 公的管理運営機関が保存している同意書について、開示請求があった場合、公的管理運営機関はどのような対応をすることとするか？

- 以下のような条件を満たす場合には、同意書を開示することができるものとする。

⇒ 開示請求できる者は？

- 争いとなっている親子関係について、同意書を署名することとなる立場にある者。親子関係の争いの当事者となっている子。その他これに準じる者。

⇒ 開示請求ができる時は？

- 親子関係について争いがある時（調停・訴訟に至る前でも可）。

⇒ 開示の内容は？

- 同意書の有無。同意書がある場合は同意書。

※同意を撤回する文書についても同様の扱いとする。

生殖補助医療技術に関する専門委員会報告（抄）

【親子関係の確定】

- 以下の内容について、法律に明記する。
 - ・ 提供された卵子・胚による生殖補助医療により子を妊娠・出産した人を、その子の母とする。
 - ・ 妻が夫の同意を得て、提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した子は、その夫の子とする。
 - ・ 妻が提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した場合には、その夫の同意は推定される。
 - ・ 精子・卵子・胚を提供した人は、当該精子・卵子・胚の提供の事実をもって、当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の父母とはされない。